

國學院大學學術情報リポジトリ

婦女の「歸家」：
「歸家得嫁」と「天下女徒已論歸家」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 飯島, 和俊 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000830

婦女の「歸家」

—「歸家得嫁」と「天下女徒已論歸家」—

飯島和俊

キーワード

女徒 貞婦 歸家 顧山錢 得嫁

はじめに

戦国秦漢時代の国と家の関係を整理してきたのだが、国の側から見た家は、諸侯王家や列侯家を厳しく処断しても、新たに王子侯家を起こしたりして、国は家を大事にする。そういう面で帰家は、葬喪儀礼をも含み、庶士庶人が吏や軍士として果たす為官府―従事公者の功勞に対して、賜爵のほか、光祿大夫―郡都尉を経由して、県官の棺槨衣服、葬錢の支給を後援し、県道長吏や郷の有秩吏などを臨葬させて、国と家が哀悼を共感しあえる「送喪歸家」を大切に¹した。国が家の死葬に関わることで、郡県郷里を介して国との結び付きを更新する。また、忠貞の評価の高い者、嘗て侯に列していて、破家絶祀となった功臣の末裔を拔擢登用して、停滞したり退潮感の増した帝室を奮起させる起家²も見てきた。国と家は、祭祀を相互に扶助参画することで繋がりを持つ。宗廟と家祀との繋がりは、当時の有力家、

特に王子侯家や功臣家の没落、つまり亡嗣滅家、破家絶祀の増大は、皇室の求心力を衰えさせた。国としての一体感が覚束なくなった状況にあり、庶人庶士の家や、破家絶祀となった家を奮い起こすことに意味があった。

帝国形成期の国と家の結び付きは、創業者と従事公者の協力の賜であり、創業者は功績者の功績を封建して応え、諸侯王家列侯家とし、広く賜爵によって郡国県郷里に家廟家祀の有る家として格付けた。しかし、時代とともに変質して行く。この流れの中で、家の主柱として帰家する男―父夫から、婦女と家との関係に視点を移してみたい。婦女の帰家から、家の持つ意味、国と家との結び付きについて、男の帰家とは違った、見過ごされていた、国が家に期待している側面が窺えることと思う。婦女の場合の帰家として、前漢末平帝の「歸家得嫁」を手掛かりとして史料を整理して、女官の帰家や、女徒帰家を産みだした状況を見て行きたい。

一・平帝崩御に際する詔の「歸家得嫁」を手掛かりに

まずは、平帝―王莽期の国と家の関係から考えてみる。婦女の場合の「歸家」に関わる記事は、多くの事例があるわけではない。『史記』『漢書』の帝紀からは、文帝故事として宮廷女官の「歸家」がある。そして、百五十年以上隔てた、平帝崩御の際（平帝元始五（A.D.05）年）に「歸家得嫁」の記事があるに過ぎない。平帝の崩御は、即位五年で当時十四歳である。また、安漢公王莽の権柄盛んな時期にあっていた。顔師古は、平帝の謀殺説にも触れながら、翟義が移書して「莽鳩弑孝平皇帝」と断じていることを紹介している。列伝では翟義は、王莽が皇帝を毒殺した「移檄郡國言莽鳩殺孝平皇帝（『漢書』卷八十四翟方進傳）」という意の檄を飛ばしている。その崩御の際に発布された詔の後半部分に注目したい。

冬十二月丙午、帝崩于未央宮。大赦天下。有司議曰禮臣不殤君。皇帝年十有四歲、宜以禮斂加元服。奏可。葬康陵。詔曰「皇帝仁惠、無不顧哀、每疾一發、氣輒上逆害於言語、故不及有遺詔。其出媵妾、皆歸家得嫁、如孝文時故事（『漢書』卷十二孝平帝紀）」。

平帝元始五年冬十二月丙午、帝、未央宮に崩る。天下に大赦。有司議して曰く、「礼に不殤の君に臣たるとあり。皇帝年十四歳、宜しく

礼を以て斂（斂葬）には元服を加うべし」と。奏可さる。康陵に葬る、とある。ここで「臣不殤君」の解釈に苦しむ。王先謙の『漢書補注』は、沈欽韓の「五經異義云許君案禮云、臣不殤君、君子不殤、父君無子而不爲立廟、是背禮棄義、罪之大者」との解釈に由っている。許君とは後漢の人許慎である。礼に「臣不殤君」とあるのは、殤を夭逝と解せば、結果は無子、父君無子なれば立廟を為さず、これは礼義の本分に悖ること、嗣祀（日継）が途絶えるという事で宗祖霊に対する罪は大きい、ということであろう。この詔の後半、「皇帝の人となり仁恵、顧み哀れまざる無し、疾の一たび発する（発作）毎に、氣は輒（すなわ）ち上、逆して言語を害す。故に遺詔を有すに及ばず。それ膝妾を出し、皆婦家して嫁ぐを得しむこと、孝文時の故事の如くす」とある。少年皇帝の最後が意識混濁に陥っている。それで遺詔はないという。それでも臨終の際に、膝妾を出す、つまり召し放ちするのは、「歸家得嫁」して人のことを完結させるということであり、孝文故事に倣ったもの、とする。この末文の「歸家得嫁」に注目したい。「故不及有遺詔」から突然「其出膝妾皆歸家得嫁」であり、「如孝文時故事」と結ぶのである。このような内容表記とはどういうことだろうか。

「出膝妾」とは、注に師古の「膝妾、皇后に従ひ俱に來る者を謂ふ。膝の言は送なり」を採っている。「歸家得嫁」とは、どのようなことか。男の場合の婦家が「以病歸家」「免官歸家」であり、「終於家」「死於家」へと展開するが、膝妾や後宮美人にとつては「得嫁」がそれに当たるようである。婦女にとつて婦家は文字通り家に帰る、還されるで、婦女にとつて帰るべき家があるとは、どう言う事なのか。帰るべき家とは、父兄のいる家、「得嫁」とは、婦家した家からの得嫁、つまり他家へ嫁ぐという女子の大事、家の大事と思われる。国は、女官を召し放ち、父兄の家にその後を委ねる、という事になるのであろうか。宮廷の婦女が召し放ちされるについては、孝文帝時の故事に倣ったとあるので、当該の遺詔を確認する。孝文後元七（BC157）年の記事である。

七年夏六月己亥、帝未央宮に崩る。遺詔して曰く、朕之を聞く、蓋し天下万物、萌生するや、死すこと有らざる靡（な）しと。死は天地の理（ことわり）り、物の自然なれ、奚ぞ哀を甚々しくす可きにや。当今の世、咸な生くるを嘉みして死するを惡む、厚く葬りては以ては業を破り、重く服しては以て生を傷つく。吾甚々取ざるなり。且つは朕既に不徳なれば、以て百姓を佐くこと無けん。今崩るに、また重く服せしめ久しく臨ましめて、以て寒暑の數を懼むらしむは、人父子を哀れみ、長老の志を傷なわん。其の飲食を損ない、鬼神の祭祀をも絶たしむなれ。以て吾が不徳を重ねなば、天下に何をか謂わん。朕宗廟を獲保して、眇眇たるの身を以て天下君王の上を託されて、

二十有餘年にならん。天の靈、社稷の福とよみに頼み、方内安寧に、兵革有ることも靡なし。朕既に不敏なれば、常に過行して以て先帝の遺徳を羞しめんかと畏る。惟に年の久長たれば、懼おそることも終つきなん。今乃ち幸にも天年を以て、また高廟に供養すことを得たり。朕の不明も與ともに之を嘉よみせられ、其れ奚なんの哀念か之れ有らん。「七年夏六月己亥帝崩于未央宮。遺詔曰朕聞之、蓋天下萬物之萌生靡不有死、死者天地之理物之自然奚可甚哀。當今之世咸嘉生而惡死、厚葬以破業、重服以傷生、吾甚不取。且朕既不徳、無以佐百姓。今崩又使重服久臨以懼寒暑之數、哀人父子、傷長老之志、損其飲食、絕鬼神之祭祀、以重吾不徳、謂天下何。朕獲保宗廟、以眇眇之身、託于天下君王之上二十有餘年矣。頼天之靈、社稷之福、方内安寧、靡有兵革、朕既不敏、常畏過行、以羞先帝之遺徳。惟年之久長、懼于不終。今乃幸以天年得復供養于高廟、朕之不明與嘉之、其奚哀念之有。」（『漢書』卷四孝文帝紀文帝後元七年）」

と。臨終に前にして、文帝の思いが述べられている。これに続けてこのあと、全ての吏民に出臨三日の後は喪服を脱いで、婦を娶り娘を嫁がせ、祠の祀りや飲酒食肉を禁止してはならない。更に、葬儀に関わる「當喪事服臨者」、「殿中當臨者」、「服大紅、上紅者」たちに配慮したことがあり、令中に指示のない者たち「它不在令中者」は、この令になぞって従事するように「皆以此令比類従事」と結ぶ。そして、「わたしの思いを知らせよう、地の恵みに報い、霸陵の山川には変更なく、人の和に相應しい施策として、夫人以下小使に至る女官を召し放つ（「布告天下使明知朕意、霸陵山川因其故無有所改、歸夫人以下至小使（同上）」）と述べて詔は終わる。

この「歸夫人以下至小使」に至る措置については、指示の意図を知るには不十分である。注に引かれた應劭の説は、「これら者はみな、しつかり家に送り帰えすこと、それは絶人（絶人倫）を重はかれば、の類い（皆遣歸家、重絶人類）」という。これに関連して、『史記』には載録されていないが、文帝遺詔に先立つ十年前、文帝即位十二（BC168）年の条には、冬十二月の東郡に黄河が決壊する水害があり、春正月には、諸侯王の女達むすめに賜邑二千戸を賜うことの記事に次いで、「孝惠皇帝後宮美人を出して嫁つぐことを得しむ」とある。出後宮美人一得嫁である。文帝十二年二月の孝惠帝の後宮美人たちの召し放ちに準じて、後元七年の夫人以下至小使を召し放ち、「得嫁」できるようにしたという事になる。應劭は「夫人以下有美人、良人、八子、七子、長使、少使、凡七輩、皆遣歸家、重絶人類也（『史記』卷十孝文帝紀集解）」と具体的に夫人以下七輩の女官名を列挙している。ここにも「皆遣歸家、從絶人類也」の解釈が見えている。

詔中の夫人以下は、后妃の輿入れに伴って宮中に入った媵妾たちで、そのまま止まって夫人以下の位階を加えられたものであろう。前帝の崩御とともに后妃も退けば、奉侍する女官達は立場が無くなる。そのことを憂慮する文帝の遺詔は、そのまま文帝を尊崇する平帝元始五年の「如文帝時故事」となる、「其出媵妾、皆歸家得嫁」と繋がる。『漢書』補注では、「何焯曰く、媵妾を出して歸家得嫁せしむとは、此を階はしにして孝平皇后の志を奪い、女賢に頼らんと欲すのみ。凡そ奸人は一善事を為すに必ず私を具うを為す（「出媵妾、歸家得嫁。欲階此奪孝平皇后之志、頼其女賢耳。凡奸人爲一善事、必爲具私也」）」と謂っている。孝平皇后は王莽の女だから、皇后の寡婦を通そうという志、また歸家得嫁で恩恵を承ける婦女の賢しさに頼って自らの評判を高めよう欲し、成り上がるきっかけにしようと思ふに過ぎない。だいたい邪な者は、良いことを一つするにも必ず企み事を秘めているものだ、と結んでいる。

当時の婦女の働きについて、『春秋繁露』止雨には「乃ち都官吏千石以下の夫婦在官者は威みな婦女子を遣りて市に至るを得ず」ともあり、都官吏千石以下だけで無く、夫婦在官者は広く存ったと思われるし、後宮にも既婚の婦人は居たことも考えられる。彼女らが「出」されたとしても還帰する家は決まっていたはずである。しかしながら得嫁として居る。惠帝崩御（七（BC188）年）から二十年の後、文帝十二年の「出後宮美人令得嫁」という時間差は、どのように見たらよいだろうか。或いは文帝十二年頃に、彼女らが仕えていた惠帝の后妃が逝去したためかも知れないが、平帝の「歸家得嫁」は措置が早く、葬儀と同時に進行している。また、死を達観した文帝の遺詔と、意識混濁下の天逝する平帝の詔とでは「歸家」の意味が違っているかもしれない。

「歸家得嫁」の「歸」については、『史記』礼書に載録された「管仲之家兼備三歸」に注して、「包氏曰く、この三歸とは三つの姓の女たちを娶ったということで、婦人として嫁ぐことを婦と曰うのである（包氏曰、三歸娶三姓女也、婦人謂嫁曰歸（『史記』卷二十三禮書、管仲之家兼備三歸注）」とある。婦人は嫁して婦となり、娶られなければ婦人とはならない。『風俗通』の佚文に、「易に帝乙が妹を帰したことを祉元吉（幸大吉）と称するのであるが、婦人の嫁娶の礼を婦と曰う、と謂う。その妹を諸侯に嫁がせ終に吉を享く（『易稱帝乙歸妹以祉元吉。婦人謂嫁娶之禮曰歸。歸其妹於諸侯享終吉也（『風俗通』義佚文陰教、『初學記』十所收の遺文）」ということらしい。「歸家」だけでも得嫁の意であろうが、ここでは、「歸家」して「得嫁」すること、婦女にとって、未嫁であれば嫁ぐことが婦となることになる。已嫁であれば、夫の許へ帰ることになるであろう。『管子』入国篇には、「凡そ國都には皆、媒を掌るものあり。丈夫の妻無きは鰥と曰い、婦人の夫無きは寡と曰う。鰥寡を取りて之を合和し、田宅を予え而して之に家室せしむ。三年して然る後に之を事う。此を之

れ合独と謂う。問病と謂う所の者なり（「凡國都皆有掌媒、丈夫無妻曰鰥、婦人無夫曰寡。取鰥寡而合和之、予田宅而家室之。三年然後事之。此之謂合獨、所謂問病者（『管子』卷第十八入國）」）、とあるが、このような記事から、特に叙位を持つ婦人に相応しい丈夫を娶らす仕組みがあったということか。しかも、田宅を与えて之に家室せしむ、というところまで配慮している。ともかく、婦女にとつての帰家が、男の帰家とは異なる様相を呈していたことが窺える。

二・平帝元年―「天下女徒已論歸家顧月錢三百復貞婦鄉一人」をめぐる

平帝紀は、元寿二（BC1）年六月に哀帝が崩御し、その九月に中山王は即皇帝位（平帝）、謁高廟、大赦天下などと列挙される矢継ぎ早の行事の後、当時、帝九歳、元帝の庶孫、中山孝王子と紹介される。この時太皇太后が臨朝して大司馬王莽が秉政、百官は総じて王莽の聴政に帰したという。

年改まって元始元（AD1）年、体制固めの更改人事があり、王莽―孔光を軸とする人事が公開され、宗室の充実を柱とする体制刷新、義陵造宮などが展開する。そして、前年の元寿二（BC1）年の哀帝崩御によって生じた郡県の税賦滞留に対処し、二月に義和官の新設、乙未の義陵妖変事件の後、夏五月には日食に際して大赦天下がある。六月には、周公や孔子の後裔を封爵し、次いで光明宮の造宮と三輔馳道の建設を停止し、これに続けて、天下の女徒に対する施策へと展開する。

罷光明宮及三輔馳道。

天下女徒已論歸家顧山錢月三百、復貞婦鄉一人。

置少府海丞果丞各一人、大司農部丞十三人、人部一州勸農桑（『漢書』卷十二平帝紀）。

という記事の流れになる。天下女徒は、直前に光明宮三輔馳道の事業撤収があつて、継いで、天下の女徒の已論なるものをば帰家とし、顧山錢月ごとに三百のこと、貞婦を復（復除）すこと郷ごとに一人とする、という施策を実施した。記事が簡潔に過ぎ、この前後に詔な

のか赦なのかの記載もない。元始四（A.C.1）年の詔は、このことに言及して「詔有司」としていて詔であったことが分かる。次いで少府に海丞果丞各一人を置くこと、大司農部丞十三人、人ごと一州を部し農桑を勸むことにする。天下女徒已論歸家の記事と、国家財政を所轄する少府の記事、農業振興を計る大司農の記事とは異なる政策であろう。元寿二年—元始元年の条件の下、「（六月）天下女徒已論歸家顧山錢月三百復貞婦郷一人」で、次いで、九月に大赦天下である。この女徒歸家—復貞婦とは、どのような意図で下されたのだろうか。主要な述語は歸家の婦と復貞婦の復ということになるが、どのような思惑によって施行されたのか。既にこの記事については、濱口重國氏は、次のように解説している。

前『漢書』卷十二平帝紀、元始元年六月の條に、事によつて婦人に寛典を施したことを傳へてあるが、その中に「天下女徒、已論歸家、顧山錢月三百」とある。而してこの條の注に、

如淳曰、已論者、罪已定也、令甲、女子犯罪作如徒、六月顧山遣歸說、以爲當於山伐木、聽使入錢顧功直、故謂之顧山。應劭曰、舊刑鬼薪、取薪於山、以給宗廟、今使女徒出錢顧薪、故曰顧山也。師古曰、如說近之、謂女徒論罪已定、並放歸家、不親役之、但令一月出錢三百、以顧人也。

の如く諸家の注釋が載つて居るのである。則ち如淳や顔師古は三百錢を以て伐薪といふ勞働に代人を備ふて貰ふ賃銀だと云ひ、應劭は顧薪の費だと論じてゐるのである。然し乍ら元來右の平帝の詔は、「從來女徒則ち罪戍に當る罪を犯した婦人に對しては、女子の身たる故をもつて、實際に戍邊せしめず、家に歸らせ、山に於て採薪の勞働に服せしめ、得た薪を官に納入させることと定めてあつたけれども、今より後はその採薪といふ勞役に従ふことさへ、一ヶ月三百錢出せば免除してやらう」と云ふ意味のものである。だから出すべき三百錢が假りに名目上薪代であつたにもせよ、必ずやそれは伐薪に服する代價金であつたに相違ない。従つて之を如淳や顔師古の様に、女徒の代人を備ふ賃銀として出さしめたものと解釋しても決して無理ではなからう。若しさうだとすれば、伐薪のその如く特別の技能を必要としない種類の勞働に人を備ふ賃銀も、亦一ヶ月三百錢をもつて大體の相場として居たものと認むべきである。思ふにこの事實は、歷朝

の勞役奉仕がさうであつた様に、力仕事ともいふべき性質の勞役に従ふ更卒の就番免除金を一ヶ月三百錢と定めたのは、ほぼ當時の勞働賃銀に準據したものであらうことを吾人に物語るものでなくてはならぬ。即ち三百錢は、元來免番してやるからその代りお前の代人の備質として三百錢出せといふものであつたのであらう。⁵⁾

濱口氏は、如淳注の解釈を前提に、女徒の論者は、罪刑の定まつた者として「歸家」を許すとする。同時に「顧山錢月三百」という對価納入を実施する、と解し、女徒に対する施策と考えているようである。しかしながら、平帝紀のこの部分、「天下女徒已論歸家顧山錢月三百復貞婦鄉一人」までで一文と見ることが肝要であつて、元始四（AD4）年の詔で「復貞婦歸女徒」と一括されるように、不可分である。氏の見解を改めて読み直すと、「天下女徒」という對象の広さ、「已論」と言われる具体的な状況、「歸家」という措置と、更に、これから女徒が還るべき家とは、どのようにな設定になつていたのか。そして「顧山錢月三百」の家計に占める大きさの如何など、踏み込みが不十分と感ずるのである。また並列して後続する「復貞婦鄉一人」に対する配慮も欠落している。婦と復、女徒と貞婦は並列している。そうであれば、女徒の婦家と貞婦の復除は政策上同軌性を備えたもので、一体となつての言及であることにも触れねばならなかつただらう。

氏が六月の條に整序した「天下女徒已論歸家」について、この件は、直後同年「九月赦天下徒」と重複するような施策である。「天下女徒已論歸家」に赦などと明記はない。赦でないとなれば、どのような施策なのか。後に取り上げる後漢光武帝建武三（AD27）年にも女徒と明記して類似の詔が施行され、和帝十一（AD96）年にも似たような施策が施行されていて、後漢時代にも繼承される繋がりを残している。已論とは、已に論ず—という事で既決囚の謂いと見て良い。「今犯法者、已論なれば無罪の妻子同産、之に坐して收とす。朕甚だ取らず（『今犯法者已論、而使無罪之父母妻子同産坐之及收、朕甚弗取（『漢書』卷四文帝紀⁶⁾）」と用いられる已論である。これは、文帝の收孥を巡る言葉である。既決囚が婦家することとで享ける恩恵とは一体どのようなものであらうか。さらにこれに続く「復貞婦鄉一人」と並列で示され、濱口氏は考察から落としているが、貞婦の復除と女徒の婦家は、どのような政策のもとで一貫性を持つと言えるのか。「天下女徒已論歸家」には、「復貞婦」の復に当たる述語、婦が免を省略した形、已論—免—婦家が、已論—歸家と簡略化されている可能性もある。また、女徒已論があれば未論もあるわけで、未論でも已論でも女徒であることの変りないのか。そして、「復貞婦」との

関係では、貞婦を復除したら、女徒には何が期待されるか、何を賜うか、何を免ずるか、これらについても疑問が湧いてくる。已論―歸家なら、已論の内容が「顧山錢月三百」、つまり、女徒は歸家と顧山錢月ごと三百が、復貞婦の復に当たることになるのではないか。

また、顧山―顧山錢の意味、これに関する應劭にしろ如淳にしろ、その解釈で、歸女徒―復貞婦の關係性を覆い被すほどに饒舌に過ぎる。平帝元始四年では、この三月後「九月赦天下徒」とある。「天下女徒已論歸家」と赦天下徒と並行して施行されるが、どう違うのか。「赦天下徒」で一切の「徒」が赦免されるなら、貞婦は徒ではないから、赦天下徒の対象外となる。女徒がこの赦天下徒の対象に止まるとすれば、「論罪已定」であつた女徒の「已論歸家」は、赦の重複となる。

ここで帝紀の記載の流れを確認する。「天下女徒已論歸家顧山錢月三百復貞婦郷一人―置少府海丞果丞各一人―大司農部丞十三人部一州勸農桑」であり、恐らく特定の戦略に基づいて放射された異質の施策の羅列であると考えてみる。それでも一つから出たという親和性はある。「天下女徒…復貞女」は対象が女性限定であり、後掲元始四年の詔に「復貞婦歸女徒」として一括されていることから、同じ戦略から出た同軌性がある。「天下女子已論歸家顧山錢月三百」が赦でも賜でも、まして復でも無いのなら、「復貞婦郷一人―置少府海丞果丞―大司農部丞―部州勸農桑」に連なる経済政策の一貫と見る事も出来よう。或いは赦免の語が欠落していて、女徒を赦免して歸家を赦す、という事なら、「顧山錢月三百」とは一体何か、赦免しながら付加金を採ることは、政策的に矛盾していると思うし、九月の大赦天下とも施策が被ってしまう。「女徒已論歸家」は、赦免とは異質の何かなのか、なぜ「復貞婦」とは同じ方向を見ているのか。あるいは、女徒の身分を現状のままにして歸家させ顧山錢月三百納入のこと、という解釈も可能という事か。それはそれで妥当とも思える。すると天下女徒歸家とは、全ての女徒に歸家を赦す替わりの顧山錢月三百を、という従前の帰結に納まるのか。それまでして女徒を歸家させる意義とは何か。月三百錢という額について、濱口氏は当時の庸作における常識的な額とするが、居延漢簡では戌卒に支給される月食（小石）三石三斗三升少（大石二石）と並んで月奉錢三百とか月奉錢六百という例が散見する。確かに錢三百の額は根拠なしとは言えない。

已論の結果、女徒の居場所について、女徒の語は、ここに初見となるが、武帝末の巫蠱事件において、「丙吉は廷尉監を以て徴され、詔もて巫蠱を郡邸獄に治む」とあり、巫蠱事件の担当者として廷尉監であつた丙吉が、召されて郡邸獄に収監された巫蠱事件関係者を裁いた。この郡邸獄に戻太子の孫であり武帝の曾孫でもある後の宣帝が収監されていた。戻太子の無実を信じていた丙吉は、罪無くして

収監され論を待つ身の曾孫を哀れみ、ために丙吉は謹み深い女徒を撰びだして曾孫を保養（哺育）させ、居心地の良い場所に置いた（武帝末巫蠱事起、吉以故廷尉監徵、詔治巫蠱郡邸獄（中略）又心知太子無事實、重哀曾孫無辜、吉擇謹厚女徒、令保養曾孫、置閑燥處。吉治巫蠱事、連歲不決（『漢書』卷七十四魏相丙吉傳）」。この際に選出されたのが所轄の郡邸獄に収監、若しくは繋囚となっていた二人の女徒なのであろう。ここには、未論か已論か示されていない。女徒復作ともあるので、それならば女徒已論なのであろう。

この獄には、無辜と信じて養護した曾孫と、保養を担わされた女徒達は、収監されて論決を待つ人々で、已論となって罪刑、中都官郡廷獄に繋囚となった者たちが混在する詔獄にいたのであろう。「吉治巫蠱事、連歲不決」とあり、審理が留滞していたところに、望氣者の、長安獄中に天子の気ありとの言により、ついに武帝は、決断して、使者を遣わして中都官詔獄の繋者を分條し、軽重と亡く一切皆之を殺さん「望氣者言長安獄中有天子氣、於是上遣使者、分條中都官詔獄繋者亡輕重、一切皆殺之（同上）」と指令したのである。命を承けた内謁者郭穰は、夜間に担当の郡邸獄に到った「内謁者令郭穰夜到郡邸獄」が、丙吉がその入場を拒絶した。丙吉が管轄していた郡邸獄とは、長安の獄と一括される中都官詔獄の一つであった。この後、武帝が戻太子の無辜を悟って赦を下し、首都長安を騒がせた中都官郡邸詔獄囚繋者にとつても、戻太子事件は終わった。赦が出て結着を見たのである。こうして、郡邸獄の繋者は独り丙吉を頼んで生を得たり「郡邸獄繋者獨頼吉得生」と評されることになる。

この郡邸獄繋者は、先の内乱に当たって、戻太子が使者を遣わして制詔と詐り、赦免した長安中都官の繋がれていた囚徒たちであり、この時、武庫の兵器を調達して、小傅石徳及び賓客張光等に分將され、長安囚の如候（人名）が持節して、武帝開置の城門八校尉の一翼、長水宮及び宣曲宮の胡騎を發し、皆武装して会合した（太子亦遣使者橋制赦長安中都官囚徒、發武庫兵、命少傅石徳及賓客張光等分將、使長安囚如候持節發長水及宣曲胡騎、皆以裝會（『漢書』卷六十六公孫劉田王楊蔡陳鄭傳））のである。この時反乱側に付いた長安中都官囚徒の一部は、事件後、そのまま、再収監されて論決を待っていたのかも知れない。それで「亡輕重一切皆殺」という荒事になったのである。中都官繋囚については、武帝末年に開設となった司隸校尉が、武帝征和四（BC98）年に初めて置かれる。持節して中都官徒一千二百人を従え、巫蠱を捕らえ大姦猾を督す（武帝征和四年初置。持節從中都官徒千二百人、捕巫蠱督大姦猾）とあり、中都官徒が司隸校尉の指揮のもとで治安維持に配されている。顔師古は、徒隸を掌りて巡察したので、故に司隸と云う「師古曰以掌徒隸而巡察、故云司隸」とも言っている。戻太子事件が征和二（BC91）年、八月辛亥に太子は自殺しているので、司隸校尉はその二年後の設置という

ことになる。

ここに、件の女徒も居たのである。この女徒は、宣帝紀には女徒復作の淮陽の張徵卿、渭城の胡組として顕彰されている。そして二人は女徒復作と身分が明らかになっている。⁽⁹⁾二人は、復作であり、已論の身なのである。漢代の繫囚とは、丙吉伝の「郡邸獄繫者」或いは「中都官詔獄繫囚」のような、中都官徒に関わる記述は、郊祭に奉獻した長安、長陵両県及び中都官耐罪徒を赦（「赦奉郊縣長安長陵及中都官耐罪徒。減天下賦錢、算四十（『漢書』卷十成帝紀）」す、とか、同じ事だが、県名が落ちて、郊祭に貢獻した県や中都官耐罪囚徒を赦（「赦奉郊之縣及中都官耐罪囚徒（『漢書』卷二十五下郊祀志）」す、ともある。また、王莽最後の徵兵となる記事に城中諸獄の囚徒を赦し、皆兵を授（「赦城中諸獄囚徒、皆授兵、殺豨飲其血（『漢書』卷九十九下王莽傳）」けて云々、など）とあり、成帝紀と郊祀志のものは、同じ郊祭に関わった畧と、この時従事公した中都官繫囚への赦である。

後漢では、後で検討する光武三年の記事の他、「建武五（AD29）年 五月丙子詔曰、其令中都官三輔郡國出繫囚（『後漢書』卷一太宗光武帝紀）」など、郡國中都官繫囚の事例が二十件近く散見する。ここに女徒已論者は繫がれていて、その記事の前後に天下大赦があった。赦天下徒については、宣帝元康元（BC98）年三月の、勤事の吏中二千石以下六百石に爵を賜い、老中吏より五大夫佐史以上には二級、民には一級のこと、女子に戸百戸ごとに牛酒のこと、加えるに鰥寡孤獨三老孝悌力田には帛を賜う（後掲一覽、元康元年の史料）とあり、赦には賜、場合によっては限定的に追加の加賜が伴う。この場合「天下徒」は全ての従事公（『雲夢睡虎地秦墓竹簡』司空律に「隸臣妾従事公者……」、後述参照）者として、国の事業や関連したことに参加している全ての人々の謂いとならないだろうか。赦徒や赦徒作の場合、対象が限定されても帝陵為作の徒、労作を命じられた従事公した人たち限定で、賜爵、賜百戸牛酒を備えている。「赦汾陰徒」では賜民爵一級、女子百戸牛酒、鰥寡高年帛のほかに、幸行に通過した郡県の租賦まで免除（「行所過無出租賦（『漢書』卷九元帝紀）」）している。さらに奉郊祭に関しては、郊祭の徑路の県や、奉郊祭に従事した県民、中都官耐罪徒に赦が適用され、天下の賦錢算こと四十錢を免除している。また天下大赦について、臣讚曰に「建始元年 其大赦天下、使得自新（『漢書』卷十成帝紀）」とあり、こうした赦や大赦は従公事者を「使得自新」自ら再出発出来るようにする機会のようなのである。

赦天下徒は次のようになる。赦天下徒には、各階層ごとに吏民が恩賜を被り、場合によっては中都官繫囚の一部にまで及ぶ網羅的な恩賜と見ても良いのではないか。賜の記載の無い場合も、記載が省略されているであろう。

元鳳六年、夏、 赦天下。 『漢書』卷七昭帝紀 (B.C.75)

元康元年 三月 其赦天下徒、賜勤事吏中二千石以下至六百石爵、自中郎史至五大夫佐史以上二級、民一級、女子百戶牛酒。加賜鰥寡孤獨、三老、孝弟力田帛。所振貸勿收。 『漢書』卷八宣帝紀 (B.C.65)

建始三年春三月、 赦天下徒。賜孝弟力田爵二級。諸逋租賦所振貸勿收。 『漢書』卷十成帝紀 (B.C.30)

陽朔元年 三月、 赦天下徒。 『漢書』卷十成帝紀 (B.C.24)

建平夏四月、詔曰 赦天下徒。 『漢書』卷十一哀帝紀 (B.C.06)

元始元年 秋九月、赦天下徒。 『漢書』卷十二平帝紀 (A.D.01)

元始四年九月戊申晦赦天下徒。 『漢書』卷十二平帝紀 (A.D.04)

また、収監場所や地域限定での、赦一徒を、書きだしてみると次のようになる。賜民爵一賜女子牛酒一(加賜)鰥寡高年帛が定形となつていようである。

赦徒作陽陵者死罪欲腐者、許之。 『漢書』卷五 景帝紀第五

赦徒作杜陵者。 『漢書』卷八宣帝紀

赦汾陰徒。賜民爵一級、女子百戶牛酒、鰥寡高年帛。行所過無出租賦。 『漢書』卷九元帝紀

赦雲陽徒。賜民爵一級、女子百戶牛酒、高年帛。行所過毋出租賦。 『漢書』卷九元帝紀

赦作徒。以新豐戲鄉爲昌陵縣奉初陵、賜百戶牛酒。 『漢書』卷十成帝紀

赦奉郊縣長安、長陵及中都官耐罪徒。減天下賦錢、算四十。 『漢書』卷十成帝紀

赦奉郊之縣及中都官耐罪囚徒。 『漢書』卷二十五下郊祀志

徒に一括された出幸の徑路に当たった郡県の徒には、賜民爵一級、女子百戸牛酒の賜与、鰥寡高年に帛の加賜の一方で、帝陵造宮に徵収された徒で中都官官徒、前科を指定されたり耐罪の囚徒達にも赦は及んだ。その対価としての遷徙なのだが、囚徒を兵力として扱う場合もある。賜民爵、つまり男子と、女子高年に対する賜は別途になっている。

赦諸官徒奴、欲發兵襲呂后太子。『漢書』卷三十四韓彭英盧吳傳

赦囚徒扞寇盜、發惡少年及邊騎、歲餘而出敦煌六萬人。『漢書』卷六十一張騫李廣利傳

赦長安中都官囚徒、發武庫兵。『漢書』卷六十六公孫劉田王楊蔡陳鄭傳

赦城中諸獄囚徒、皆授兵、殺豨飲其血。『漢書』卷九十九下王莽傳

また、已論の結果、有罪者の衣食などの所遇については、「睡虎地秦墓竹簡」秦律十八種司空律に、

臯(罪)有り、賞(賞財)を以て贖ふと及び責を公に負う有り(金錢贖罪と負債返済)とには、其の令日(指定期日分)を以て之を問ふ(納金請求)。其れ入(贖賞財)及び賞(身替わり)すこと能わずには、令日を以て之に居らしむ(収監服務)。日居(日割り額)八錢とし、公食者(賜食を仰ぐもの)には日居六錢とす。居官府の公食者には男子參(一日食の三分の一)女子駟(四分の一)とす
「200 有臯以贖及有責于公、以其令日問之、其弗能入及賞、以令日居之、日居八錢。公食者日居六錢。居官府公食者男子參 201 女子駟(以下略)」。¹⁰⁾

とある。金錢による贖罪の場合や返済義務を負った場合、罰作の日数を金錢換算し、また負債債務額を全額返済するが、不能な場合、日居八錢を規準として労役に日割り換算して、総額完済を計る。別所にも、百姓の母及び同生(産)、隸妾と為るも、適(謫徒)罪に非ず、而して冗辺五歳と為りて、興日を償うことも母く、以て一人を免じて庶人と為さむと欲すこと有るは、之を許す〔218 百姓有母及同牲爲隸、妾非適臯殿、而欲爲冗邊五歲。母賞興日、以免一人爲庶人。許之●或 219 贖嬰、欲入錢者日八錢 司空(數字は簡番号、以下

同じ)。ともある。これらは、母親や同母姉妹（同性は同産）が隸妾の論を受けた女性限定で、現に遷徙刑（謫徙罪）でないもので、任意の戍辺役務（冗邊）五歳に志願して正規の戍辺役（興日）に被らないならば、母若しくは同母姉妹の一人を免じて庶人となることが出来る、ということ、隸妾から庶人への贖額が戍辺五歳に等しいことを示している。遷徙刑を贖う（贖遷）には、まず、金銭による贖罪（入錢）が認められており、無資の者は勞役を日割りで換算し、率は、日ごと八錢（日居八錢）として計算する。日ごと八錢で五歳の総額は約一万四千六百錢になる。

この時自食できない場合は公食支給に頼るわけだが、公食者にも規定があり、城旦舂に繋がれて公食のするもので、公食支給を受けるものの負担する経費は、公食一石三十錢と換算される「三〇 戢城旦舂公食當責者石三十錢 司空」。城旦舂の月食は、倉律に、從事公の場合隸臣妾は二石、隸妾は一石半石、不從事の場合は支給しない（勿稟）「二〇 隸臣妾其從事公隸臣月禾二石隸妾一石半其不從事勿稟……」⁽¹⁾となっており、二石では六十錢、日割りで二錢、この二錢が通常八錢から引かれ公食者六錢との差になっているのであろう。二石を三十分して大半斗（一斗の三分の二で六升六合余、男子參女子駟とは旦夕二食で一食三分一斗、四分の一斗と解しておく）に相当する。『漢書』刑法志に見える罪刑について紹介しておく。概略は『漢書』刑法志に、「已論命（不完刑肉刑を贖つて放免された者）」の再犯者は死刑と始まって、「罪人獄（全ての訴訟）」の已論で、完爲城旦舂刑は満三年で鬼薪白粲刑に、鬼薪白粲刑一年で隸臣妾に、隸臣妾一年で庶人に戻る、となっている。また隸臣妾二年では司寇となる。司寇一年、及び作如司寇二年で、皆赦免して庶人に戻るとある。司寇は能力を認められて囚徒の取締りをするものであろう。次の様になる。

已論命復有答罪者、皆棄市。

罪人獄已決、完爲城旦舂、

満三歳爲鬼薪白粲。

鬼薪白粲一歳爲隸臣妾。

隸臣妾一歳免爲庶人。

隸臣妾満二歳爲司寇。

司寇一歳及作如司寇二歳皆免爲庶人（『漢書』卷二十三刑法志）。

という刑罰名の変換式がある。これによって、武帝が望気者の、天子の気あり、を發端に長安の中都官詔獄に収監されていた者を一切殺害しようとしたのには、この「已論命復有咎罪者皆棄市」の規定に由つていたのであろう。重大犯罪を除けばどういふ犯罪にしる、庶人に戻れるようである。また、隸臣妾日居八錢となると月二百四十錢。公食者は百八十錢。これと「天下女徒已論歸家顧山錢月三百」の三百錢と比べてどうか。そして、已論者—隸臣妾日居八錢とはどのような関係になるのか。顧山錢を月三百（日当たり十錢となり司空律の日当たり八錢乃至六錢より高い）と定額化することによってどんな意味が有るのだろうか。

三．平帝の詔—当時の施策の中で考える

女徒とは何か、「天下女徒已論歸家」にあつて、已論で繫獄、これから帰家するためには復除もしくは赦免の手続きが必要なのではないか。しかし、詔とあつても赦とも免とも明示されない。「天下女徒已論歸家顧山錢月三百復貞婦郷一人」の施策から暫くして、元始四年（A.D.4）年、郊祀と宗祀を実施し、祭天の郊祀には高祖劉邦を天に配し、宗廟の祭り宗祀には文帝劉恆を配して執り行われた。¹² ついで殷祀の繼嗣殷紹嘉公を宋公と改称し、周祀の繼嗣承休公を鄭公と改称した。そして、次の詔となる。

詔して曰く、蓋し夫婦正ければ則ち父子親み、人倫定まると。前に有司に詔して、貞婦を復し女徒を帰せしむは、誠に以て邪辟を妨（防）ぎ貞信を全うせんと欲せばなり。眊悼の人に及びては刑罰の加えざる所なるは聖王の制する所なり。惟だ苛暴吏の犯法者の親屬を拘繫すること多きことは、婦女老弱をして、怨を構へ化を傷ないて、百姓之に苦むるのみと。其れ明かに百寮に救せむ、婦女の身みから法を犯すに非ずと、及び男子年八十以上七歳以下、家の不道に坐すに非ざるには、詔もて名捕せしむ所の它には皆得え繫ぐこと無く、其れ当に驗（証人）たるべき者には即ち驗問すべしと。定著令とす「詔曰、蓋夫婦正則父子親、人倫定矣。前詔有司復貞婦歸女徒、誠欲以妨邪辟全貞信。及眊悼之人刑罰所不加、聖王之所制也。惟苛暴吏多拘繫犯法者親屬、婦女老弱、構怨傷化、百姓苦之。

其明敕百寮、婦女非身犯法、及男子年八十以上七歲以下、家非坐不道、詔所名捕、它皆無得繫。其當驗者、卽驗問。定著令（『漢書』卷十二平帝紀元始四年）。

この詔の趣旨は、夫婦が正しければ、父子は親しむという人倫の安定にあるということ。そして元始元年の「天下女徒已論歸家—復貞婦郷一人」は、「復貞婦歸女徒」と言い換えられ、「防邪辟全貞信」を実現する意図であったことが明かされる。それとは別に、人倫の安定のためには、苛政を除くこと、つまり眚悼（註）の人に刑罰を加えないことを定めている。これらは聖王の所制なのである、とする。しかし、現実には苛暴の吏が法の執行に嚴格で、犯法者の親屬を拘引囚繫することが酷で、これも文帝の遺憾とするところだったが、ために婦女老弱の怨恨を買い、順民を退け、却って百姓に辛い思いをさせることになるだけである。だから、ここで百寮たちにはつきり謂っておく。婦女の場合は実行正犯でないこと、男子でも八十歳以上七歳以下の所謂眚悼にあたるもので、不道罪に関与しての連坐ではないならば、詔による指名手配以外には繫獄することは無いこと（註）。証人であれば証人として拘束尋問すること、という事である。

まず、導言の、「夫婦正則父子親人倫定」という章句は、典拠が明らかで無い。「夫婦正」は、本紀注にも、王先謙の補注にも見えない。『禮記』にも見えない。この章句はどこから引かれたものだろうか。同類の章句であれば、『大戴禮記』、哀公問孔子に、「公曰く、敢えて問う。政を為すに之を如何せん」と。孔子對えて曰く、夫婦別、父子親、君臣嚴、三者正なれば、則ち庶民之に従う（「公曰敢問、爲政如何、孔子對曰、夫婦別父子親君臣嚴、三者正則庶民從之」と。夫婦の別、父子の親、君臣の嚴の三者が正であること。これが爲政の要諦という事であろう。魯哀公が孔子との対話の中では、夫婦の別、父子の親であり、君臣の嚴が加わる。しかし、「夫婦正」ではなくて夫婦は別と作っている。哀公問をもう少し、『十三經注疏』本の『儀禮』鄭注哀公問篇に穿つてみると、「孔子對えて曰く。政とは正なりと。君正を為さば則ち百姓政に従わむ。君の爲す所は百姓の従う所なり。君の爲さざる所、百姓何ぞ従わむと。公曰く、敢えて問う政を為すに之を如何せむと。孔子對えて曰く、夫婦別、父子親、君臣嚴の三者、正しければ則ち庶物之に従う（「孔子對曰、政者正也。君爲正、則百姓從政矣。君之所爲、百姓之所從也。君所不爲、百姓何從。公曰敢問、爲政如何。孔子對曰、夫婦別父子親君臣嚴、三者正、則庶物從之」とあり、十三經『儀禮』では、前の庶民が庶物に代わり、注は衆事と解している。孔子が仰るには、政とは正を行うことなのである。君のなすべき事であつて、君が正を行えば百姓は君の政に従うのである、君が正を為すことで百姓に受け入れられ、従つて

くれる。君が正を行わないのならば、百姓はどうして従うだろうか。それで政を為すとは、正を表すこと、その正とは何か、ということ
で夫婦の別、父子の親、君臣の嚴が挙げられるのである。

『孟子』滕文公上では視点が変わって、「契せう（古の賢人）をして司徒と為し、教えるに人倫を以てし、父子に親有り、君臣に義有り、夫婦に別有り、長幼に叙（序）有り、朋友に信有り（使契爲司徒、教爲人倫。父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信）」と。これは所謂「五教」に当たるもので、人々に人倫を教えて、まず父子、君臣、夫婦、長幼、朋友のそれぞれの義を明らかにさせた。

『荀子』天論には、若し君臣の義、父子の親、夫婦の別あらば、則ち日に切磋して舍すて（捨て置かず）「若君臣之義、父子之親、夫婦之別、則日切磋而不舍也」とあり、それは、礼の義は修むこと無ければ内外の別が無くなり、男女が淫乱となれば則ち父子相疑い、上下は乖離する「禮義不脩、内外無別、男女淫亂、則父子相、疑上下乖離（『荀子』天論）」と考えられる。だから、礼の義は積極的に修めるものであり、君臣の義も、父子の親も、夫婦の別も、日々切磋琢磨しなければ廢れてしまう。また『荀子』性悪には、戦国秦と比較して、「然らば而して父子の義、夫婦の別に於けるや齊魯の孝に具（現）し敬父なるに如かざる者とは何ぞ（然而於父子之義、夫婦之別、不如齊魯之孝具敬父者何也）」なども見える。前の「天論」に見た君臣の義、父子の親、夫婦の別から君臣の義を落とした謂いとなっている。この君臣の義を落として、人倫定まるとする平帝の言に近似するものがある。

『白虎通德論』卷一「號」には、「伏羲は、仰觀して天に象かたとり、府（俯）察して地に法とり、因て夫婦正たれば、五行始めて定まる（伏羲仰觀象於天、府察法於地、因夫婦正五行始定）」と見えている。ここでの府は俯察であろうが、「因夫婦正五行始定」は「夫婦正則父子親人倫定」と近似性を感じる。平帝の「夫婦正則父子親」が「人倫定」に、という謂いは、『孟子』滕文公上では、契が司徒と為って人倫を教えて五つの心情を教化したのが、父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信の心から、君臣、長幼、朋友を除いたものでもあり、「夫婦有別」が「正」であれば父子には「有親」、それが「人倫定」、という事らしく、そのように考えれば『白虎通』の「因夫婦正五行始定」にも繋がるのであろう。こうして哀公問の孔子の言の、夫婦別、父子信、君臣言から、夫婦別を夫婦正に替え、父子親を残して君臣嚴を落とす処に、王莽の経略を感じる。

こうして元始四年の詔は「夫婦正則父子親人倫定矣」を前提に、有司に詔したという元年の「天下女徒已論歸家、顧山錢月三百。復貞婦鄉一人」を「復貞婦歸女徒」と短く言い換える。なぜ、「復貞婦歸女徒」なのか。それは「妨辟邪全貞信」を導くためなのであろう。

貞婦を復除し女徒を帰家することで、婦女の居るべき家が「夫婦正」となること。「夫婦正」となれば「父子親」となり、「人倫定」に至る。それは、それが五行の始定でもある。夫婦の正とは、ある意味、家という場で夫婦の別を日々実践することである。並んで取り挙げられる「眡悼之人」、八十以上七歳以下の男子も、「刑罰所不加」として処遇される。聖王所制の措置である。しかし現実には苛暴吏の峻厳な法執行によって、婦女老弱の怨恨が止まず、五教の教えが損なわれ、百姓の愁苦を招くことになる。峻厳な法執行は無実の婦女老少を縁坐して田宅家財をも差し押さえ、已論次第で没入公されて收人となる。これは文帝が十三（BC133）年の淳于緹縈の上書に発する收孥の可否をめぐって群臣と激論を交わした倫理的難問だったのである。つまり、「夫婦正則父子親人倫定矣」という言葉は、元始元年の「復貞婦歸女徒」について、有司に指示したことは、「欲妨邪辟全貞信」という視点から、家の倫理の基本に立ち帰り、貞婦は郷里に顕彰して模範とし、女徒は家に取り戻させて、家居を更始させるためであり、もう一つは、「眡悼之人刑罰不加」というのが聖王の政治の要諦として有司に徹底させること。そこで、明敕百寮の実が揚がるのである。

元始四年の詔は、元年の詔と論理的補完の関係にあると思われ、先行する「天下女徒已論歸家顧山錢月三百復貞婦郷一人」が、後追いの「復貞婦歸女徒」とに単純化され、貞婦は郷ごとに一人を復除して顕彰し、天下女徒は已論者を帰家させ、顧山錢月ごと三百の月割りの債権返納のような措置にした。まず、①前提、夫婦正則父子親人倫定と言われていること、ただしこの成句の出典は明らかでない。元年に有司に詔した。②目的、「復貞婦歸女徒」によって「妨邪辟全貞信」に導くことであつたこと、次いで、③対象、貞婦女徒の他に、「眡悼之人刑罰所不加」という聖王の所制で動かし得ない対象を付加する。しかし、④現実には、苛暴吏による「拘繫犯法者親屬」することが多く、婦女老弱の構怨傷化、百姓の苦みが深刻であるから、そこで、⑤具体的施策、百寮に明敕する。「婦女非身犯法」と「男子年八十以上七歳以下」の「家非坐不道」で「詔所名補它皆無得繫」とし、「當驗者即驗問」とする、という事である。五つの段に分けてそれぞれの特性を設定してみると、全体が、冒頭の「夫婦正則父子親人倫定」を実現することを前提して、「復貞婦歸女徒」と「眡悼之人刑罰所不加」が目的達成の手段で、聖人所制という切り札とによって好感を買おうとする。苛暴の吏の誅求と婦女老弱の構怨という現実把握があつて、教化を損ない、目的達成の障害とすることで、これを文帝の遺憾とする、縁坐規定から無罪の婦女や眡悼を男子を分離して救済を計った施策と言えよう。確かに、この元始四年の詔に先立って、高祖を郊祀に天に配し、孝文を宗廟の祀に天帝に配したことは、聖王―文帝の治世に擬える政治的作為の感がある。また四年の詔が、皇帝急逝直前のものという事で、さらに、翌年の急逝、葬後の「其出

媵妾皆歸家得嫁、如故文帝故事」である。実効性も疑われるが、この後の政局は、王莽―赤眉の内乱へと展開し、政権を確立したのは、光武帝劉秀であった。彼の治世の建武三（AD37）年の詔にも、次のように「女徒雇山歸家」が登場する。

庚辰に詔して曰く。吏、六百石に満たざる下、墨綬の長相に至るもの、罪有らば先に請へ。男子八十以上十歳以下及び婦人の従坐者（縁坐するもの）、自らの不道に非らざるに、詔もて名捕す所は、皆、繋ぐこと得ざしむ。当に驗問（証人尋問）すべき者なれば即ち驗に就けよ。女徒は雇山歸家せしむ（庚辰詔曰、吏不滿六百石、下至墨綬長相、有罪先請。男子八十以上、十歳以下、及婦人従坐者、自非不道、詔所名捕、皆不得繋。當驗 問者即就驗。女徒雇山歸家（『後漢書』卷一光武紀））。

とあり、平帝四年の記事とは補完継承の関係にあると思われる。①に相当する詔の前言は省略されている。③の「男子八十以上十歳以下及び婦人の従坐者」と云う言い方は元始四年の「既悼之人刑罰所不加」と④の「苛暴吏、多拘繋犯法者親屬婦女老弱」とある縁坐者のことであり、「当驗問者即就驗」はそのまま継承されて、②「復貞婦歸女徒」に当たる部分に就いては女徒の語のみが残り、貞婦の項目が消滅して別件の追加項目のように「女徒雇山歸家」と省略されて記載される。型式的には後掲和帝十一年の「赦中都官繋囚」云々に近い。そして元始元年の「雇山」と「歸家」が順序を逆にして、「天下女徒已論歸家」から、建武三年は「女徒雇山歸家」へ変わった。已論が雇山と入れ替わっている。恐らく已論が即「雇山錢月三百」であったからではないか。苛暴吏になりかねない六百石（県令）以下墨綬の長相（道長侯国相）の吏に対しては、百姓の苦みを避けるために「有罪先請」を指示している。有罪者が出たら論決前に指示を仰げということ、先請によって吏の苛暴を妨ぎ、聖王の成制を実現しようという事であろう。

問題は、婦女老弱の順が逆転していることで、先に「既悼之人」、男子八十以上十歳以下が来る。十歳以下は、四年の詔では七歳になっていた。それに並置して婦人従坐者が置かれる。そして「婦女非身犯法」は「婦人従坐者」となっている。婦女は、未婚を女、已婚を婦とするならば、天下女徒に対応するに相応しい表現だと思いが、「婦人従坐者」は婦人が『禮記』曲礼下の士の妻が「士曰婦人」ならば、天下女徒よりも限定的で、「復貞女」の扱いに近い謂いかと思われる。この指示年齢の男子及び婦女が、実行犯でないのに従坐者（收孥）として詔所名捕となった者以外は繋獄しない。文末になる「女徒雇山歸家」は、元始元年の「天下女徒已論歸家雇山錢月三百」を簡略に

したものと考えられる。已論であれば雇山であり、已論―雇山が「顧山錢月三百」という具体的な記述に従うから、と言った関係になるのではなからうか。顧山錢については、「女徒雇山歸家」に注して「前書音義曰、令甲、女子犯徒遣歸家、每月出錢雇人於山伐木、名曰雇山」とあるのが不動の解釈となっている。もう一つ『後漢書』孝和帝紀の女徒の場合、

（永元）十一（AD99）年春二月、使を遣わして郡国を徇行せしめ、災害を被り自存すこと能わざる者に稟貸して山林池沢に漁采すことを得しめ、税を收假せず。丙午に郡国中都官徒及び篤癩（癩）老小女徒に詔して各々半刑を除く、其れ未だ竟きざること三月なる者、皆免じて田里に帰えす。夏四月丙寅、天下に大赦す（十一年春二月、遣使徇行郡国、稟貸被災不能自存者、令得漁采山林池澤、不收假税。丙午、詔郡国中都官徒及篤癩老小女徒各除半刑、其未竟三月者、皆免歸田里。夏四月丙寅、大赦天下（『後漢書』卷四孝和孝殤帝紀））。

となっており、更に簡潔な表現になっている。新たに刑期の半分を免除するという詔の対象者は、郡国中都官徒、そして篤癩老少女徒達である。中都官徒と篤癩老少女徒が同じ詔の中で、「各如半刑」であり、さらに半刑にして「未竟三月」残余三ヶ月未満であれば、「免歸田里」となる。中都官徒と老少女徒が区別されていることは、両者が犯罪人とその縁坐者で、それぞれ別個に収監されているからではなからうか。除半刑とは別に「未竟三月」残余の繋日が三ヶ月を切った者は、「免歸田里」とするのである。

詔中都官徒を検索してみると、後漢に多く出現し、一定の規準（未竟指定月数以内）によって「免歸田里」となる。女徒は帰家で無く免歸田里となる。制度的に際立っていた「歸女徒」と「赦天下徒―詔郡国中都官徒―免」と分けられていても、同一法制下の処断として帰結してくる。しかし、家から郷里へというのは、何かが変異したから、だろうか。

最後に、貞婦について、この事例は少ない。始皇帝に感銘を与えた貞婦について、『史記』貨殖列伝、『漢書』貨殖伝に載録されている、巴の寡婦清のこと。「巴の寡婦清、其の先（祖先）、丹穴（坑）を得たり、而して其の利を擅にすこと数世、家も亦訾〔言資財衆多無限數（量）〕れず。清、寡婦もて能く其の業を守り、財を用ひて自衛せば、人敢へて犯さず。始皇以て貞婦と為し而て之を客とし、爲に女懷清台を築く（『漢書』卷九十一貨殖傳¹⁶）」とある。また、「夫れ保の鄙人牧長清、窮郷の寡婦たるも、礼は万乗に抗し、名は天下に顕わる、豈に富

を以てすに非ざるや（『史記』卷一百二十九貨殖列傳¹⁷）とあり、若干表現が変わる。寡婦清は家業を守り、用財自衛、妨害もされなかつた。始皇帝は貞女と評して客として扱ひ、女懷清台を築いた。寡婦のみで万乗の諸侯と対等の礼を交わした、という。

循吏潁川の黃霸について、其の治績評価に現れる貞婦のこと。「神爵四（BC38）年」夏四月、潁川太守黃霸、治行尤異秩の中二千石を以て、爵関内侯、黄金百斤を、潁川の吏民の行義有る者に及びては、爵人ごと二級、力田には一級、貞婦順女には帛を賜う（『漢書』卷八宣帝紀¹⁸）とあり、黃霸の治績尤異を嘉されて、潁川の住民も顕彰に預かる。有行義者力田には爵を貞婦順女には帛を賜うとあり、貞女が登場する。貞婦順女とは『左氏會箋』「箋曰未嫁曰女、已嫁曰婦（襄公三十年傳宋伯姬女而不歸の条）」とあり、身持ちのよい寡婦と未婚女子という事であろう。

また、「霸、外寛内明なるを以て吏民の心を得、戸口は歳増し、治は天下第一と為り、徴されて京兆尹に守たりて、秩二千石たり。民を發して馳道を治むに先だたず坐して以聞され、又、騎士を發して北軍に詣るも馬士に適はず、乏軍興（罪名）と効され、秩を連貶（減俸）さる。詔ありて潁川太守の官に帰えり、八百石を以て居治すこと其前の如し。前後八年、郡中愈々治まる。是の時、鳳皇神爵（吉兆の鳥）数々郡国に集り、潁川尤も多し。天子、霸の治行終も長者たるを以て、詔を下して称揚して曰く「潁川太守霸、詔令を宣布して、百姓、化に郷（響）う、孝子弟弟、貞婦順孫、日々以て衆多たり、田者は畔を譲り、道に拾遺せず、鰥寡を養視して、貧窮を贍助し、獄は或は八年、重罪囚亡し、吏民、教化に郷（響）い、行誼を興し、賢人君子と謂う可きにや。書に云はざるや。股肱良きかなと。其れ爵関内侯、黄金百斤を賜い、秩中二千石たらしむ（『漢書』卷八十九循吏傳¹⁹）とある。長々引用したが、孝子弟弟、貞婦順孫、日々以て衆多たり、という点である。男子は孝子弟弟、女子は貞婦順孫、順孫は前に順女とあった。

また、五鳳三（BC33）年、丙吉に代わり丞相と為り……鵲雀の丞相府に飛集す、霸は以て神雀と為し、議して以聞せんと欲す。（京兆尹張）敞、霸に奏して曰く「竊かに丞相の中二千石、博士に請いてともに郡国上計長吏守丞と雜問すを見るに、民の為に利を興こし害を除き大ひに化を成すの其の対を条にして、耕者の讓畔、男女の異路、道に拾遺せず、及び孝子の弟弟たる貞婦たること有る者を挙ぐるを（禮記喪服四制）一輩と爲し、先上に殿せしめ、舉ぐるも而して其の人数を知らざる者之に次し、教を條に爲さざる者後に在らしめ叩頭謝せしむ。丞相口にして言わずと雖えども、而して心は其れ之を爲さむと欲す也（『漢書』卷八十九循吏傳²⁰）。郡国上計の際にそれぞれのが民興利、除害成大化の対応を箇条にして、耕者讓畔、男女異路、道不拾遺、及び孝者弟弟、貞婦の評ある者を薦挙するものを一輩と

して真つ先に上殿させ、その功を顕彰する。ここでは男女異路が、夫婦別と、孝子弟弟貞女が、孝子弟弟貞婦順孫と、また順孫と順女との対比が興味深いと思う。

『史記』田単列伝では譬喩としての例である。王蠋曰く、「忠臣二君に事へず、貞女二夫を更えずと。齊王吾が諫を聴かず、故に退き而て野に耕す。国既に破亡せば、吾存す能はず。今又之を劫かすに兵を以て君が將と為さむとす、是れ桀を助けて暴を為すなり。其の生に与り而て義無ければ、固より烹らるるに如かず（『史記』卷八十二田単列傳²¹）」とある。諫めを聴かれないのであれば、退いて在野に甘んずるも、国が破亡してしまえば存命する意味がない云々、という潔さ、貞女にもこの廉恥心が求められるのであろう。

平帝王莽とは同時代性のある劉向は、烈女伝を著述するきっかけとして、宗室内部の綱紀礼制の弛緩が卑賤の后妃入内とともに弘まったもので、帝室、特に皇帝の自覚を促すことを趣旨として賢妃貞婦の物語から興国顕家、孽嬖乱亡の人物伝として書き起こしたとある。

「（劉）向、俗の彌々奢淫に而して趙氏衛氏の属（外戚）の微賤より起り、礼制を踰えるを睹る。向、以為らく、王教は内由りして外に及び、近者自りして始むと。故に詩書に所載の賢妃貞婦に採取して、興国顕家の法る可き則、及び孽嬖乱亡の者、序次して列女伝を為る、凡そ八篇、以て天子を戒む（『漢書』卷三十六楚元王傳²²）」とある。賢妃貞婦ということと興国顕家に関わる生き方が顕彰される。

「戦國策」秦策では、「曾參の其の親に孝なるは天下以て子と為さむとぞ願ひ、子胥の君に忠なるは天下以て臣とぞ為さむと願ひ、貞女工巧なるは天下以て妃と為さむとぞ願ふ（曾參孝其親、天下願以爲子。子胥忠於君、天下願以爲臣。貞女工巧、天下願以爲妃）」とあり、貞女は工巧でもある。『禮記』では、「孝子、弟弟、貞婦、皆得て察すべし」という（『禮記』喪服四制²³）。同軸の価値観として見れば、弟は弟弟と解すべきかも知れない。

こうして貞女とは嫁ぐ前の女子、『易』也では「女子貞不字」とあり、朱子語類には「貞不字者未許嫁也」という。『春秋繁露』第四王道では、「觀よや、宋伯姫の貞婦の信を知るを「觀乎宋伯姫知貞婦之信」とあり、鄭伯姫が貞婦の模範とされているようである。『左傳』襄公三十年には、宋伯姫について、「君子謂へらく、宋共姫は女にして婦ならず、女は人を待つ者なり。婦の義は事へるなり（君子謂、宋共姫女而不婦、女待人者也、婦義事也）。箋に曰く、未嫁は曰く女と。已に嫁せば曰く婦と（箋曰、未嫁曰女、已嫁曰婦）」と解されている。見てきたように貞婦には未嫁と已嫁の別があるが、寡婦と未嫁女ともに家業に勤しみ、清廉で廉恥、人に教誨をもたらずほど、工巧で弟弟なる婦女と言える。あらためて、平帝紀の復貞婦二件を比較してみると、

元始元年 天下女徒已論歸家、顧山錢月三百。復貞婦郷一人。

元始四年 詔曰「蓋夫婦正則父子親、人倫定矣。前詔有司復貞婦歸女徒、誠欲以妨邪辟全貞信。

「復貞婦」が郷一人なのは、寡婦未嫁女で家業に勤しみ清廉廉恥で模範となるような手仕事の匠、貞淑な婦女とは条件が厳しく、該当者は初めから限られていたのではないか。また、「天下女徒已論歸家、顧山錢月三月」にしても、「復貞婦郷一人」と並列していることは、「天下女徒已論歸家、顧山錢月三月」という条件も限定的で、「復貞婦」に匹敵する効果「妨邪辟、全貞信」を郷里にもたらすにあると想定してのことではないか。

おわりに

以上、「歸家得嫁」を手掛かりに、帰家―得嫁の並列的な言い方から、男の帰家―終於家とは異なる様相を窺い、婦女の帰家をめぐって、帰家と得嫁、あるいは帰家は得嫁と、並列的でありながら変移的な意味関連を取り挙げてみた。「天下女徒已論歸家、顧山錢月三百。復貞婦郷一人」については、天下女徒と云う言い方から始まって、女徒已論歸家と顧山錢の関連の問題よりも「天下女徒已論歸家、顧山錢月三百」と「復貞婦郷一人」を一文として女徒と貞婦を並列的に捉えてみた。この時に、そこに浮かび上がって来る問題があり、その対処としての詔であった。そこに見えてきた女徒の立場、女徒已論と未論繫囚の婦女老弱の倫理的課題、中都官詔獄とそこに収監されている人々の問題も、帰家する家という視角から見ることが出来た。

時系列的には、文帝の收孥を巡って、群臣との論争が継続している。戾太子事件をきっかけに、城門八校尉官の暴走、郡国中都官繫囚

の軽拳の問題、その後の司隸校尉開設と中都官徒の活用などが時代を動かしていく繫囚の問題があり、その獄内の女徒已論者、繫囚未論の婦女老弱篤癯の問題、廷尉監丙吉の宣帝哺育に関わった女徒復作をきっかけに、女徒復作の立場の問題も浮かび上がってきた。そして、前漢末平帝の「天下女徒已論歸家、顧山錢月三百。復貞婦郷一人」は一体となって「復貞婦歸女徒」とを一括した表象として、無辜で収監された婦女老弱の構怨傷化の問題を再燃させ、聖王所制の忘れていた問題を喚起した。王莽が理想政治に利用しようとした策にも見え隠れするのではないか。「復貞婦歸女徒」は、『白虎通』の「五行始定」、詔の「人倫定矣」を標として、衆目を集めようとした策略であろう。平帝は、幼弱、そして天逝と影が薄い。しかし、この思索は、後漢で定型化し、中都官繫囚と並列的に取り上げられるようになる。

つまり、「天下女徒已論歸家」は未論のまま為收（收孥）となった婦女老弱の辿り着いた通過点でもあり、女徒已論者が帰家するのなら、未論の婦女老弱はどうなるのか、という問題に突き当たる。同時に取り上げられる「復貞婦郷一人」が治世の顕彰として取り上げられ、貞婦の持つ道義的な面が女徒歸家にも被ってくる。結果として、貞婦が家を支える理想モデルとなり、女徒歸家が家の復興再建の象徴のような面を付加され、その措置を執った為政者に帰ってくるはずであった。こうして「歸家得嫁」——「短下女徒已論歸家」——「顧山錢月三百」——「復貞婦郷一人」——「復貞婦歸女徒」を、並列的に見たことで窺えたことは、家の危機と時代閉塞の演出であり、それを因果的に結んで更始しようとする意図のあらわれであった。そして、王莽の篡奪——呂母赤眉の乱——後漢劉秀による集約への流れとなる。この中に去来するものは、治安安定、その五行始定の謂い、人倫定まるの思いではなかったろうか。天逝する平帝の詔に借りて「夫婦正則父子親人倫定」を冀求する施策であったことが見え隠れする。女徒を歸家させることと貞婦を復除することが、その意味で人倫の安定のためを見せるための顕彰であった、という事になる。それは、男の歸家が、「終於家」することで郡県長吏臨葬の格式を可視化して家の格付けを促し、その格付けされた私の家から、起家して国を支える公の家が現れる、というもう一つの論理に支えられていたのではなからうか。そして、国と家は郷に於いて出逢うのである。

注

(1) 拙稿、「在棺堂上」から——爲衣衾棺斂、轉送其家」、「中国二二」、四十一卷、愛知大学現代中国学会編、東方書店、二〇一四年刊。

(2) 拙稿、「家」字義考——秦漢期の同時代的な「家」概念——「起家」「國學院大學紀要」第五十二卷、國學院大學、二〇一四年刊。「起家と「爲家人絶祀」秦

漢帝国時代の家と祭祀―、『國學院大學紀要』第五十四卷、國學院大學、二〇一六年刊。

(3) 『夫人以下七輩』については、『春秋繁露』爵國に、「而立大國一夫人、一世婦、左右婦、三姬、二良人」と見える。

(4) 同注(3) 『春秋繁露』止雨、「乃都官吏千石以下、夫婦在官者、咸遣婦女子不得至市」とある。「夫婦在官」という言い方が面白い。

(5) 濱口重國「踐更と過更―如淳説の批判」、『秦漢隋唐帝國史の研究』上巻第二部第一東京大學出版會、一九六六年刊、四六二―三頁。また、池田夏樹「秦漢律における『老少疾病婦人』と刑事責任」、『日本秦漢史學會會報』第七號、日本秦漢史學會、二〇〇六年刊所収、もこの史料について詳しく分析している。

(6) 已論について、典拠は本論中、『漢書』卷四文帝紀、孝文帝二年の条、收斂を停止する詔。當時の裁判の流れから、犯法―捕告詣廷―有鞫―封守―論決―施刑若しくは再審奏讞(上告)の流れで、結審の場として詔獄が位置している。拙稿『与廷尉雜治』と詔獄―漢代の訴訟―、『人文研紀要』第61号、中央大學人文科学研究所、二〇〇七年刊で詳述した。

(7) 『漢書』卷六十六「郎官故事」に、郎をして出錢して財用を、市^かわしめ文書を給して乃ち出すを得たらしむ。名づけて山郎と曰ふ。「令郎出錢市財用給文書乃得出名曰山郎」とある。この注に張晏曰く、財用の出る所の故に名を取る也(張晏曰財用之所出故取名也)とある。山郎と謂われるのは、まず郎が錢を出して財用を買い求めさせ、文書を發給して供出させる、という遣り方。これを山郎という、ということらしい。先に大量に購入させておいて、後から文書による請求で供出させる。山郎の山は、顧山の山とも繋がるのではないか。また、鬼薪刑の祭祀用蒸柴の採集とその代錢納とし、鬼薪刑に擬えるのなら、それは男子にの刑で、婦女の白梟刑とは本質的に違う。また、『管子』輕重篇乙には、「鼓山鐵」が取り上げられているが、この役に淵源を求めることも出来るのではないか。

(8) 前掲拙稿『与廷尉雜治』と詔獄―に詳述した。

(9) 『漢書』卷八宣帝紀、「治巫蠱於郡邸、憐曾孫之亡辜、使女徒復作淮陽趙徵卿、涓城胡組更乳養」とある。

(10) 冒頭の数字は「雲夢睡虎地秦墓」雲夢睡虎地秦墓編寫組、文物出版社、一九八一年刊所収写真簡番号、通番に作る。以下同じ。

(11) 前掲注(10) 全文は、「116 隸臣妾其從事公、隸臣月禾二石、隸妾一石半。其不從事勿稟。小城旦隸臣作者月禾一石半、未能作者月下二石、小 117 妾春作者月禾一石二斗半斗、未能作者月禾一石。嬰兒之母母者各半石、雖有母而與其母冗居公者、亦稟之禾 118 月半石。隸臣田者以二月三稟二石半石、到九月盡而止其半石、春月一石半石。隸臣城旦高不盈六尺五寸、隸妾高不盈 119 六尺二寸、皆爲小高五尺二寸。皆作之倉」。

(12) 『漢書』卷十二平帝紀、「春正月、郊祀高祖以配天、宗祀孝文以配上帝。改殷紹嘉公曰宋公、周承休公曰鄭公」とある。

- (13) 眊悼について、平帝四年の詔の「男子年八十以上七歳以下」。師古注に、「八十曰眊、七年曰悼。眊者老稱、言其昏暗也。悼者、未成爲人、於其死亡、可哀悼也」とある。
- (14) 「張晏曰、名捕、謂下詔特所捕也」とある。前掲拙稿「『與廷尉雜治』と詔獄」参照。
- (15) 「史記」卷一五帝本紀、「舜曰、契百姓不親、五品不馴、汝爲司徒而敬敷五教在寬」とある五教。結果として「契主司徒百姓親和。龍主賓客遠人至」という評価を得る。鄭玄の五品は父母兄弟子とする注がある。
- (16) 「漢書」卷九十一貨殖傳、「巴寡婦清、其先得丹穴、而擅其利數世、家亦不訾。清寡婦能守其業、用財自衛、人不敢犯。始皇以爲貞婦而客之、爲築女懷清臺」とある。
- (17) 「史記」卷一百二十九貨殖列傳、「而巴寡婦清、其先得丹穴、而擅其利數世、家亦不訾（貲量）。清、寡婦也、能守其業、用財自衛、不見侵犯。秦皇帝以爲貞婦而客之、爲築女懷清臺。夫保鄙人牧長、清窮鄉寡婦、禮抗萬乘、名顯天下、豈非以富邪」とある。
- (18) 「漢書」卷八宣帝紀、「夏四月、潁川太守黃霸以治行尤異秩中二千石、賜爵關内侯、黃金百斤。及潁川吏民有行義者爵、人二級、力田一級、貞婦順女帛」とある。
- (19) 「漢書」卷八十九循吏傳、「霸以外寬内明得吏民心、戶口歲增、治爲天下第一。徵守京兆尹秩二千石。坐發民治馳道不先以聞、又發騎士詣北軍馬不適士、劾乏軍興、連貶秩。有詔歸潁川太守官、以八百石居治如其前。前後八年、郡中愈治。是時鳳皇神爵數集郡國、潁川尤多。天子以霸治行終長者、下詔稱揚曰「潁川太守霸、宣布詔令、百姓鄉化、孝子弟弟貞婦順孫日以衆多、田者讓畔道不拾遺、養視鰥寡贍助貧窮、獄或八年亡重罪囚、吏民鄉于教化、興於行誼、可謂賢人君子矣。書不云乎。股肱良哉。其賜爵關内侯、黃金百斤、秩中二千石」とある。
- (20) 「漢書」卷八十九循吏傳、「五鳳三年、代丙吉爲丞相、封建成侯、食邑六百戶。霸材長於治民、及爲丞相、總綱紀號令、風采不及丙、魏、于定國、功名損於治郡。時京兆尹張敞舍鶻雀飛集丞相府、霸以爲神雀、議欲以聞。敞奏霸曰「竊見丞相請與中二千石博士雜問郡國上計長吏守丞、爲民興利除害成大化條其對、有耕者讓畔、男女異路、道不拾遺、及舉孝子弟弟貞婦者爲一輩、先上殿、舉而不知其人數者次之、不爲條教者在後叩頭謝。丞相雖口不言、而心欲其爲之也」とある。
- (21) 「史記」卷八十二田單列傳、「王蠡曰「忠臣不事二君、貞女不更二夫。齊王不聽吾諫、故退而耕於野。國旣破亡、吾不能存。今又劫之以兵爲君將、是助桀爲暴也。與其生而無義、固不如烹」とある。

(22) 『漢書』卷三十六楚元王傳、「向賂俗彌奢淫、而趙、衛之屬起微賤、踰禮制。向以爲王教由內及外、自近者始。故採取詩書所載賢妃貞婦、興國顯家可法則、及孽嬖亂亡者、序次爲列女傳、凡八篇、以戒天子」とある。

(23) 禮記喪服四制「比終茲三節者、仁者可以觀其愛焉。知者可以觀其理焉。強者可以觀其志焉。禮以治之義以正之、孝子弟弟貞婦、皆可得而察焉」とある。